



発行日 令和7年2月1日

発行所 公益社団法人  
大田原市シルバー人材センター事務所 大田原市住吉町1丁目9番37号  
TEL (0287) 23-1255

編集 会報編集委員会

ホームページ  
<https://www.ohtawarasc.or.jp/>

酒粕剥離作業の様子

## ごあいさつ

公益社団法人大田原市シルバー人材センター

理事長 佐藤芳昭



明けましておめでとうございます。

会員の皆様、市民の皆様には健やかに新年をお迎えになられたこととお慶び申し上げます。

また、平素から当センターの事業運営にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、シルバー人材センターを取り巻く状況は依然として厳しいものがあります。近年のシルバーメンバーや女性会員の減少や高齢化に加えてインボイス制度の施行にともなう消費税負担の増加や、フリーランス新法の施行に伴う事務量の増加等センター事業に大きな影響のある制度変更が続いているあります。

しかしながらこれらの変化は避けては通れないものでありますので、高齢者の生きがいの場の確保と地域社会におけるシルバー事業の重要性とに鑑み、今年は新たな契約方法の調査検討、業務のデジタル化等を一層推し進め、方向性を見い出して行く年とする所存であります。

今年の干支「巳」は脱皮することから、新たな挑戦や変化に前向きになるといわれています。引き続きシルバーにとって厳しい環境が続くとは思いますが役職員一同「自主・自立・協働・共助」のシルバー理念のもとに新しい制度整備に向けて取り組んでまいりますので、会員の皆様、市民の皆様並びに発注者の皆様の益々のご理解ご協力をお願い申し上げます。



## ロコモを

# ご存知、ですか!?

ロコモティブシンドromeとは、移動することを表す「ロコモーション」、移動するための能力があることを表す「ロコモティブ」からつくった言葉で、移動するための能力が不足したり、衰えたりした状態を指します。「ロコモ」とはその略称です。運動器の組織障害によって立ったり歩いたりするための身体能力(移動機能)が低下した状態がロコモであり、ロコモが進行すると、将来介護が必要になるリスクが高くなります。

## これらが困難な時は要注意



●階段の昇降



●早歩き



●休まず歩き続ける



●スポーツや踊り

## ロコモを予防するためには…

ロコモを予防するためには「片脚立ち」「スクワット」をしましよう。ただし、程度は人それぞれなので、ご自身にあった安全な方法で、無理せず行うことが重要です。

また、しっかりと栄養を摂取し、ロコモに負けない身体つくりを心掛けましょう。骨や筋肉を強くするためにタンパク質、カルシウム、ビタミンなども摂りましょう。

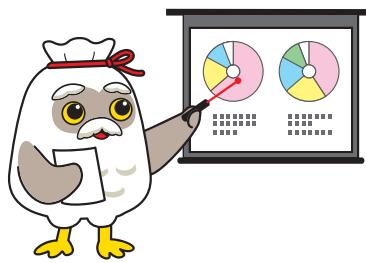
## シルバー人材センターの本部の場所が変わりました!!

令和6年9月24日から下記の場所で運営していますので、今後ともよろしくお願ひいたします。

〒324-0057 大田原市住吉町1丁目9-37(旧大田原市消費生活センター)



## 就業希望調査説明会が開催されました!!



令和6年11月12日(火)から11月22日(金)まで延べ4日間、東地区公民館及び黒羽川西地区公民館において、センターでの働き方や規則などを含め令和7年度の就業希望調査説明会を開催し、多くの会員が出席されました。

## ○令和6年の配分金等に係わる確定申告について

### 申告期間 令和7年2月17日(月)から令和7年3月17日(月)まで

シルバー人材センターで就業された会員の皆さんに支払われる「配分金」は、所得税法上「雑所得」として取り扱われ、確定申告又は市県民税の申告をする必要があります。所得税が課税されない場合でも、市県民税の申告は必要になりますので、センターで発行した配分金支払証明及び配分金を受け取った通帳を申告会場に必ず持参して下さい。

又、派遣や職業紹介で就業された方は、「賃金」として支払われ、「給与所得」に該当しますので、センターで発行した源泉徴収票もあわせて持参して下さい。

※配分金支払証明書や源泉徴収票は1月下旬に郵送しますので、申告期間まで大切に保管して下さい。

#### 事例Ⅰ (収入が配分金のみの場合)

$\{ \text{配分金額} - \text{特別控除額}(55\text{万円}) - \text{基礎控除額}(48\text{万円}) - \text{その他の所得控除額} \} \times \text{所得税率} = \text{所得税額}$   
※収入が配分金のみの場合は、上記のとおり特別控除額と基礎控除額の合計額103万円までは、申告を行えば所得税が課税されません。

#### 事例Ⅱ (配分金のほか公的年金等の収入がある場合)

$\{ \text{配分金額} - \text{特別控除額}(55\text{万円}) \} + \{ \text{公的年金等の収入金額} - \text{公的年金等控除額} \} - \text{基礎控除額}(48\text{万円}) - \text{その他の所得控除額} \times \text{所得税率} = \text{所得税額}$

注1 事例Ⅰ及び事例Ⅱにおいて配分金額が55万円以下の場合の特別控除額は、当該配分金相当額となります。

注2 確定申告の対象となる配分金は、令和6年1月1日から令和6年12月31日までの間に支払いを受けた配分金となります。

注3 詳細については、大田原税務署(☎22-3115)又は大田原市税務課市民税係(☎23-8725)へお問い合わせ下さい。

## ○会員の登録更新は 2月28日(金)までに

会員登録有効期間は1年となっておりますので、継続する場合は更新手続きが必要です。1月下旬に各会員に送付します。

会員現況調査票等の書類に必要事項を記入のうえ、年会費2,000円を添えて期日までにセンターへ提出して下さい。

期日までに更新手続きをされると4月からの就業ができなくなります。

なお、退会される場合も、その旨を記入して提出して下さい。



## 一緒に働いてみませんか!!「会員募集中」

入会説明会を開催しています

シルバー人材センターでは、一緒に働く会員を募集しています。入会資格は、市内に居住している概ね60歳以上の健康で働く意欲のある方であれば会員になれます。年会費2,000円が必要です。

入会希望の方に毎月第1水曜日午前9時から入会説明会を開催しています。説明会に参加する場合は予約が必要ですので、シルバー人材センター事務局までお電話下さい。 ☎(23)1255



### 作業風景!!



農作業の様子



草取りの様子



屋外清掃の様子



屋内清掃の様子



草刈りの様子



植木剪定の様子

## 公益社団法人 大田原市シルバー人材センター



[本 部] 〒324-0057 大田原市住吉町1丁目9番37号  
TEL 0287-23-1255 FAX 0287-23-1408

[黒羽支部] 〒324-0233 大田原市黒羽田町401(シニアプラザ清流荘内)  
TEL 0287-54-0186 FAX 0287-54-0182